

【復興増税】

東日本大震災からの復興のための財源を確保するため、「復興特別税」が課せられることとなりました。

所得税

平成25年1月から25年間2.1%の定率増税

法人税

実効税率で5%引き下げ実施したうえで、平成24年4月から3年間 約2.4%引き上げる

個人住民税

平成26年6月から10年間、1人あたり年1000円の均等割増額

1 復興特別法人税

法人税額 × 10%

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間 (指定期間)内に開始する事業年度

2 復興特別所得税

所得税額 × 2.1%

平成25年から平成49年までの各年分

注 申告所得税の他源泉所得税にも復興特別税が上乘せされます。

3 個人住民税の

1人あたり年1000円の均等割増額

平成26年度から10年間